

新潟県公安委員会規則第9号

新潟県放置違反金に係る納付命令等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年6月19日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井 香子

新潟県放置違反金に係る納付命令等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県放置違反金に係る納付命令等に関する規則（平成18年新潟県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号を次のように改める。

第 年 月 日 号	
殿	
新潟県公安委員会 印	
弁 明 通 知 書	
<p>あなたに対する下記の事実を原因とする放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。</p> <p>なお、弁明する事実がないときは、弁明書を送付する必要はありません。また、早期に手続を終結させたい方は、裏面の記載に従い、仮納付をすることができます。</p>	
記	
この弁明通知書の番号	第 号
弁 明 の 件 名	放置違反金の納付命令に関する件（第 号）
予 定 さ れ る 納 付 命 令 の 内 容	円 の放置違反金の納付命令
根 拠 と な る 法 令 の 条 項	道路交通法第51条の4第4項
納 付 命 令 の 原 因 と な る 事 実	<p>あなたが使用する下記の車両が、下記のとおり、放置車両と認められたこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 違反日時 <input type="radio"/> 違反場所 <input type="radio"/> 違反車両番号 <input type="radio"/> 違反態様
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日必着
備 考	
<p>注 弁明の機会の付与に際しての留意事項</p> <p>1 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先（昼間、連絡がとれる電話番号等）、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての弁明を記載し、提出してください。</p> <p>2 弁明をするときは、車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を疎明する資料があれば、併せて提出してください。</p> <p>なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。</p>	

(裏)

1 早期に手続を終結させたい方へ（仮納付制度）

- (1) 今回の放置違反金の納付命令事案について、早期に手続を終了させたい方々のために、道路交通法第51条の4第9項の規定による放置違反金に相当する金額を仮納付する制度があります。
- (2) この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であると認めたときには、下記において公示により放置違反金の納付命令が行われ、仮納付した放置違反金に相当する金銭が放置違反金の納付とみなされます（道路交通法第51条の4第10項及び第11項）ので、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません。
- (3) あなたが仮納付を行った後、当該放置車両に係る車両の運転者が駐車違反の反則金を納付するなど、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当でないと認めた場合は、仮納付した放置違反金に相当する金額の金銭は返還されます（道路交通法第51条の4第12項）。

2 仮納付の期限及び公示による納付命令について

- (1) 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日（表面の「弁明書の提出期限」欄記載の日）です。
- (2) 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号をインターネットにより掲載するとともに、新潟県警察本部（新潟県新潟市中央区新光町4番地1所在）内に設置した新潟県公安委員会の掲示板に掲示し、又はモニター等に表示することにより行います。

照 会 先

～ 車検拒否制度に関するお知らせ ～

放置違反金の納付命令を受けて、その放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

～ 車両の使用制限命令に関するお知らせ ～

同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。